

米価下落に対する安定対策を 求める意見書(抜粋)

米生産を揺るがす今年の米価下落は、稲作農家に深刻な影響を与えています。生産コストを大幅に割り込む米価が続いていますが、米価下落に歯止めがかからず、特に今年の米価下落によって、もはや来年からの生産から撤退せざるを得ない状況にあります。それは、地域の生産を守るために努力をしている集落営農組織や、個別の大規模農家といわれる農家にも重大な影響を及ぼすことは明白であり、わが国の食の安全・安心や食料政策および安全保障政策にも影響を及ぼしかねない状況です。

米価下落の根本原因から見るなら、政府の短期による緊急対策だけでは、生産者が安心して米を生産し、国民への安定的供給を保障することはできません。いま、世界的には食糧事情は悪化しているといわれています。農水省の需給動向によりますと、世界の消費量が生産量を上回る状況が続いており、世界の穀物在庫率は55日分を切っている状況です。

つきましては、国においては

今回の緊急対策にとしまらず、農家の営農や農村の維持が可能となるよう次の事項について、特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

記

- ① 政府が緊急に買い入れた備蓄米については、市場への放出を抑制すること。
- ② 備蓄の役割を終えた古米を主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。
- ③ 節下米の主食用米への混入を規制するためJAS法を改正すること。
- ④ 米価下落によって来年産の作付け不安が生じていることから、今年限りの特例措置として米価下落分の補てんを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

後期高齢者医療制度の 円滑な移行に関する意見書(抜粋)

我が国の医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができ、特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、20年4月から新たな独立した医療制度として、75歳以上の高齢者等を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設される。現在、この制度の運営主体として、各都道府県において全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が設立され、準備が進められているところであります。

なお、この制度については、その内容が村民に十分浸透しているとは言いがたく、高齢者からは多くの不安の声が寄せられています。

るところであり、制度の実施に当たっては、村民に対する更なる説明を行うとともに、十分な理解を得る必要があります。

よって国におかれては、新たな制度については一旦凍結し、被保険者に過度の負担を招くことなく、また、制度の安定的な運営を確保するため市町村に過大な負担が生じないように十分な財政措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

原油価格の高騰に関する 対策を求める意見書(抜粋)

世界的な原油、石油製品の需要拡大、OPECの原油生産体制の抑制、不安定な中東情勢により、近年原油価格が高水準で推移してきました。これに加えて、米国のサブプライムローン問題等により損失を受けた金融市場の資金が原油先物市場へと注がれるなど、投機的資金の急速な流入により、一段と原油高を生み出しています。今後の見通しは不透明なことから石油製品の安定供給の確保や価格の上昇に関する国民の不安は急速に広がっています。

① 石油製品の安定供給の確保について対策を講じること。特に灯油については、北海道・東北各地の灯油の在庫量を把握し、安心できる量の確保と安定供給

を行うこと。

- ② 意図的な在庫削減や不透明な価格設定が行われないよう、国内の石油元売各社に対し調査・監視・指導を強化すること。
- ③ 原油価格の高騰に伴う農林水産業への影響を緩和するため、原油価格の低減化措置を講じること。
- ④ 全国のトラック業者など陸運事業者に対し、燃料費高騰を踏まえた運賃設定ができるような環境整備を講じること。
- ⑤ 中小企業向け貸付金について、金融機関に対し、返済期間の延長や利子減免などの措置を求めること。
- ⑥ 寒冷地帯の生活弱者対策について総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岩手県滝沢村議会

■提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める意見書

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、18年3月31日にアクティブ試験操業が開始されました。ところが、私たちが心配していたとおり、放射能漏れや内部被爆、耐震設計ミスも見つかり、事故が起きるのではないかと心配されています。

この核燃料再処理工場は、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素、プルトニウム等の放射能を含む廃液を沖合3km、水深44mの放水口から大量に放出しています。高さ150mの廃棄筒からはトリチウムやクリプトン85がブルーム(高濃度汚染雲)となって風に流され大気ばかりでなく土壌汚染をも引き起こします。当初設計段階では放射能除去装置が取り付けられるはずのものが、除去技術は確立しているにもかかわらず、実用段階にないとされ、設置されないまま試験運転に突入してしまいました。

本県沿岸ではサケ、サンマ、イカ等捕る漁業だけでなく、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養殖漁業が盛んに行われ、安全・安心な三陸物を全国民に提供してきました。三陸の海が放射能で汚染されると、本県農水産業は壊滅的な打撃を受けるだけでなく、住民の健康・食の安全も危うくなりますし、その心

配の声も届いておりません。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制すらないと聞きます。これでは放射能による海洋汚染の心配が増します。

ここに、放射能汚染から三陸の海、川、森、住民の健康、食の安全、そして三陸の農水産業を守るため、下記事項を強く要望致します。

記

- ①放射能廃液を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法(仮称)を制定すること。
- ②国の施策において放射能除去装置を設置すること。
- ③岩手県沖のモニタリングを実施した結果を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岩手県滝沢村議会

■提出先

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 経済産業大臣
- 厚生労働大臣
- 文部科学大臣
- 農林水産大臣
- 環境大臣
- 内閣総理大臣

常任委員会の調査活動

住民参画によるまちづくりを調査

実施日/H19年7月27日(金) 10月24日(水)~26日(金)
調査先/住民協働課、経営企画課
愛知県日進市、三重県松阪市、三重県名張市

総務

自治体運営に関してその理念、原則等を定める、自治基本条例は全国的に制定する自治体が増加してきている。この条例は、自治(まちづくり)の基本的理念や原則、住民が自治の主体としての位置付け、住民や住民活動団体が自治に対して元気で活動することなどを規定しているものである。日進市が住民と協働で取組んで来たように、住民に対する情報の提供や住民の参画を得ながら、条例制定の必要性も含めた検討を望むものである。今回調査した松阪市と名張市も規模、手法は異なるものの本村と同様にまちづくり委員会など形態を変えた複数の住民組織が存在しまちづくりに取組んでいる。まちづくりは、行政が主体的の形態から住民が主体の形態に変革してきており、まさに住民参画でのまちづくりが重要である。本村では、これまでの取組みで地域自治力の向上、地域の人材の発掘など数多くの成果も認められる。一方、まちづくり委員会と自治会との連携、各年齢層の参画、行政の支援体制の充実などの課題が多いことも事実である。今後は、課題解決に向けての施策や、NPO組織等も活用した新たなまちづくりの展開策など、真のまちづくりを実現し豊かさを生む地方自治の構築が必要と考える。



幼・保・小の連携ある子育てについて

実施日/H19年7月20日(金) 10月23日(火)~24日(水)
調査先/東京都葛飾区 わくわくチャレンジ広場(柴又小学校)
千葉県佐倉市 まちの縁側サロン「中志津Wa i Wa i 広場」
東京都武蔵野市 地域子ども館・あそべえ(大野田小学校)

教育民生

- わくわくチャレンジ広場(葛飾区)
学校開放による放課後の居場所づくりが子ども達により結果をもたらし、地域の人が学校に入ることによって地域が活性化している。事業は、教育委員会青年課が立ち上げて子育て支援部育成課が運営している。
- 中志津Wa i Wa i 広場(佐倉市)
商店街の空き店舗を活用し、子どもの居場所づくりを行っている。施設運用については様々なものが利用可能であることから、多様な選択肢の中から子どもの居場所づくりと施設運用を検討する必要がある。
- 地域子ども館・あそべえ(武蔵野市)
放課後対策として保護者と地域、学校が一体となり、地域の独自性を活かした運営をしている。また、子どもに関する施策は子ども家庭部が行い、運営は子ども家庭部が行っている。本村においても、福祉行政と教育行政の連携を進めるため、行政機構を住民サービスに合わせた組織にすることを検討する必要がある。

今回の視察地において共通することは「安全な遊び場」「小学校と地域との連携」「地域性を活かした取り組み」があげられる。子ども達をどのように見守り、居場所をどのような環境にすることが大切なのかという観点のはっきりしており、そのことが事業に反映されている。また、当初は取組みに対して学校やPTAからの反発もあったが、地域、学校、教育委員会が協働で取り組んでいる点にも注目したい。本村においても、子どもたちの居場所づくりは重要であり、方向性を決めて視点を明確にし、福祉行政と教育行政が連携をとり、幼保小の連携ある子育てを考えながら施策に取組む必要があると考える。